

日医発第 894 号 (保 186)  
平成 22 年 1 月 19 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 船員保険の保険者番号等の設定及び被保険者証の取扱い等について

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の一部が平成 22 年 1 月 1 日より施行され、船員保険制度が改正されました。

これまで船員保険制度については社会保険庁によって運営されておりましたが、今般、社会保険庁が廃止されたことに伴い、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付については、今回の改正により、全国健康保険協会がその保険者（運営主体）とされております。

これにより船員保険の保険者番号等が新たに設定され、また診療報酬請求書等の記載要領等の一部が下記のように変更されましたので、お知らせ申し上げます。

なお、今回の改正により、労災保険相当部分（職務上疾病・年金部門）については、労災保険制度に統合されておりますが、こちらにつきましては、「船員保険と労災保険の統合に係る周知について」（平成 21 年 12 月 16 日（保 172））にてご案内済みであることを申し添えます。

### 記

#### I 保険者番号等の設定について（添付資料 1 を参照）

##### 1. 保険者番号

船員保険の保険者番号については、法別番号（2 桁）、都道府県番号（2 桁）、保険者番号（3 桁）及び検証番号（1 桁）の計 8 桁の算用数字を組み合わせたものになるが、今後、船員保険は、全国健康保険協会本部（東京都）において全国の被保険者を取り扱うため、具体的には次の番号に統一される。

・船員保険の保険者番号

0	2	1	3	0	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---

2. 被保険者証の記号及び番号

従来、漢字、アルファベット及びひらがなを用いていたが、すべて数字化し、次の組合せとする。

(1) 記号

船舶所有者ごとに設定した 10 桁の番号とする。ただし、疾病任意継続被保険者は 88 で始まる 10 桁の番号とする。

(2) 番号

被保険者ごとに設定した最大 7 桁の番号とする。

3. 経過的な取扱い

(1) 既に船員保険に加入している者については、被保険者証及び被扶養者証の切替えを行うこととしているが、切替えが完了する日までは、これまでの社会保険庁が交付した被保険者証及び被扶養者証が引き続き有効とする経過措置が講じられる。(新証への切替えは、平成 22 年 3 月以降を予定しており、被保険者及び被扶養者ごとにカード形式のものが交付される予定となっている。)

(2) 切替えを行った月の請求は、新証の番号でも旧証の番号でもどちらでもよいが、レセプトについては 1 枚に統一する。

II. 診療報酬請求書等の記載要領等の一部改正 (添付資料 2 を参照)

全国健康保険協会が新たな船員保険制度の保険者 (運営主体) とされ、また労災保険相当部分 (職務上疾病・年金部門) が労災保険制度に統合されたことに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号) 等の一部が改正された。

III. 「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更 (添付資料 3 を参照)

被保険者証の記号が数字化 (10 桁) されたことに伴い、支払基金より「再審査等請求書」に係る記載方法に関する事務連絡が発出されている。

以上

(添付資料)

1. 「保険者番号等の設定について」の一部改正について  
(平 21. 12. 28 保発 1228 第 4 号 厚生労働省保険局長通知)  
※上記通知中に、(別添)として、「全国健康保険協会へ移管する船員保険の保険者番号等の設定について」(平 21. 12. 7 庁保発第 1207001 号 社会保険庁運営部企画課長通知)を含む。
2. 「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について  
(平 21. 12. 28 保医発 1228 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更について (お願い)  
(平 21. 12. 21 社会保険診療報酬支払基金 事務連絡)



# 添付資料1

保発1228第4号

平成21年12月28日

地方厚生（支）局長

都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部が平成22年1月1日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、別紙のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

1 1の(2)を次のように改める。

(2) 船員保険

船員保険の保険者番号については、平成21年12月7日庁保険発第1207001号によって定められた保険者番号をもって船員保険の保険者番号とすること。

2 別添の第1の4中「社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が」を「厚生労働省保険局が」に改める。

3 別添の第1の6中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生(支)局」に改める。

(参考)

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>1 保険者番号の設定について (2) 船員保険 <u>船員保険の保険者番号については、平成21年12月7日庁保発第1207001号によって定められた保険者番号をもって船員保険の保険者番号とすること。</u></p> <p>別添</p> <p>第1 保険者番号</p> <p>4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては厚生労働省保険局が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。</p>	<p>1 保険者番号の設定について (2) 船員保険 <u>船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。</u></p> <p>別添</p> <p>第1 保険者番号</p> <p>4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。</p>

6 保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

6 保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

(別添)

庁保険発第 1207001 号

平成 21 年 12 月 7 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長

(公 印 省 略)

全国健康保険協会へ移管する船員保険の保険者番号等の  
設定について

標記については、平成 22 年 1 月 1 日より下記のとおり実施することとした  
ので、貴管下社会保険事務所へ周知されたい。

記

1. 保険者番号

全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する船員保険の保険者  
番号の設定については、次のとおり、法別番号 2 桁、都道府県番号 2 桁、保  
険者別番号 3 桁及び検証番号 1 桁の計 8 桁の算用数字を組み合わせたものと  
する。

(1) 法別番号（2 桁）

船員保険は「02」とする。

(2) 都道府県番号（2 桁）

船員保険は、協会本部（東京都千代田区）において全国の被保険者を取  
り扱うこととしているため「13」とする。

(3) 保険者別番号 (3桁)

「001」とする。

(4) 検証番号 (1桁)

検証番号は、次により算出した番号とする。

- ① 法別番号、都道府県番号及び保険者別番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- ② ①で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- ③ 10と②で算出した数字の下1桁の数との差を求め、これを検証番号とする。

(5) 船員保険の保険者番号

0	2	1	3	0	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---

法別番号	都道府県番号	保険者別番号	
0 2	1 3	0 0	① ←起点
× ×	× ×	× × ×	
2 1	2 1	2 1 2	
0 + 2	+ 2 + 3	+ 0 + 0 + 2	= 9
		10 - 9	= 1 ……検証番号

2. 被保険者証の記号及び番号

被保険者証の記号及び番号については、従来、漢字、アルファベット及びひらがなを用いていたが、すべて數字化し、次の組み合わせとする。

(1) 記号

船舶所有者ごとに設定した10桁の番号とする。ただし、疾病任意継続被保険者は88で始まる10桁の番号とする。

(2) 番号

被保険者ごとに設定した最大7桁の番号とする。

3. 経過的な取扱い

平成22年1月以降、協会から新たに交付される被保険者証については、

上記のとおり新たな保険者番号等が設定される（被保険者証のイメージは別添参照。）。

既に船員保険に加入している者については、被保険者証及び被扶養者証の切替を行うこととしているが、切替が完了する日までは、従前の国（社会保険庁）が交付した被保険者証及び被扶養者証（以下「旧被保険者証等」という。）が引き続き有効とする経過措置を講ずることとしている。このため、旧被保険者証等で受診した加入者については、旧被保険者証等の記号及び番号で取り扱うものとする。

(別添)

## 船員保険被保険者証カードの様式(イメージ)

### 【強制被保険者】

(被保険者)		(被扶養者)	
本人(被保険者)		家族(被扶養者)	
船員保険 被保険者証	平成22年1月4日 交付	船員保険 被保険者証	平成22年1月4日 交付
記号 1234010203	番号 1234567	記号 1234010203	番号 1234567
セイメイ 知ウ		セイメイ ハナコ	
氏名	船保 太郎	氏名	船保 花子
生年月日	昭和49年5月24日	生年月日	昭和50年10月22日
資格取得年月日	平成22年1月1日	認定年月日	平成22年1月1日
性別	男	性別	女
船舶所有者住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇	船舶所有者住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇
船舶所有者氏名	〇〇 株式会社	船舶所有者氏名	〇〇 株式会社
保険者番号	□□□□□□□□	保険者番号	□□□□□□□□
保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部	保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部
保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇	保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇
	印		印

### 【疾病任意継続被保険者】

(被保険者)		(被扶養者)	
本人(被保険者)		家族(被扶養者)	
船員保険 被保険者証	平成22年1月4日 交付	船員保険 被保険者証	平成22年1月4日 交付
記号 8800000000	番号 1234567	記号 8800000000	番号 1234567
セイメイ 知ウ		セイメイ ハナコ	
氏名	船員 太郎	氏名	船員 花子
生年月日	昭和49年5月24日	生年月日	昭和50年10月22日
資格取得年月日	平成22年1月1日	認定年月日	平成22年1月1日
性別	男	性別	女
疾病任意継続被保険者		疾病任意継続被扶養者	
資格喪失予定年月日	平成24年1月1日	資格喪失予定年月日	平成24年1月1日
保険者番号	□□□□□□□□	保険者番号	□□□□□□□□
保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部	保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部
保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇	保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇
	印		印

### 【一般被保険者・疾病任意継続被保険者 共通】

#### 被保険者証(裏面)

注意事項 申請を受けよとするときには、この証をその都府県健康保険等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄は障害認定に関する意思を記載する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1~3の番号を○で囲んだ上で提供したい障害を○で囲んで下さい。

- 私は、認定の判定に際し、障害後、専横の為に○で囲んだ障害を提供します。  
(×をつけた障害は提供しません。)  
心臓・肺・腎臓・脾臓・小腸・胆嚢・その他( )
- 私は、心臓に停止した状態で、専横の為に○で囲んだ障害を提供します。  
(×をつけた障害は提供しません。)  
腎臓・脾臓・胆嚢・その他( )
- 私は、障害を提供しません。

【自叙署名】 \_\_\_\_\_ 【署名年月日】 \_\_\_\_\_ 年 月 日



## 添付資料2

保医発1228第3号

平成21年12月28日

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部が平成22年1月1日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、下記の通知の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別紙1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

別紙2 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

- 1 別紙1のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙1のⅡの第1の7の（3）中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 3 別紙1のⅡの「第2の2」の1の（2）中「7の（2）及び（3）中」を削り、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」に改める。
- 4 別紙1のⅡの第3の2の（5）を次のように改める。
  - （5） 「保険者番号」欄について
    - ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
    - イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 5 別紙1のⅡの第3の2の（7）中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 6 別紙1のⅡの第3の2の（12）中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 7 別紙1のⅡの第3の2の（13）の表中「船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニ」を「船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニ」に改める。
- 8 別紙1のⅡの第3の2（33）のイの（ア）を次のように改める。
  - （ア） 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

- 9 別紙1のⅢの第2の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 10 別紙1のⅢの第2の6の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 11 別紙1のⅢの第2の2の1の(2)中「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」を「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」に改める。
- 12 別紙1のⅢの第3の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 13 別紙1のⅢの第3の2の(7)中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 14 別紙1のⅢの第3の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。
- 15 別紙1のⅢの第3の2の(31)のアを次のように改める。
- ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。
- 16 別紙1のⅣの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 17 別紙1のⅣの第2の2の(5)を次のように改める。
- (5) 「保険者番号」欄について
- ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

18 別紙1のIVの第2の2の(11)中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

19 別紙2の第2の3を次のように改める。

3 「保険者番号」欄について

- (1) 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。
- (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- (3) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

20 別紙2の第2の4中「、船員保険被扶養者証」を削る。

21 別紙2の別添2の4中「、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が」を「、船員保険にあつては厚生労働省保険局が」に改める。

22 別紙2の別添2の6中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生(支)局」に改める。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

- 1 別紙のⅡの第1の3中「社会保険庁長官」を「全国健康保険協会理事長」に改める。
- 2 別紙のⅡの第2の5を次のように改める。
  - 5 「保険者番号」欄について
    - (1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。
    - (2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。
- 3 別紙のⅡの第2の7（1）中「、船員保険被扶養者証」を削る。
- 4 別紙のⅡの第2の11中「職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。」を「「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。」に改める。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙1</p> <p>II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 (例) 別記 <u>全国健康保険協会理事長</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>7 「医療保険」欄について (3) 入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び<u>船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)</u>に係るものに限り記載すれば足りるものとする。</p> <p>第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)に関する事項(様式</p>	<p>別紙1</p> <p>II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領</p> <p>第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))</p> <p>3 「別記 殿」欄について 保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。 (例) 別記 <u>社会保険庁長官</u> 千代田区長 東京都知事</p> <p>7 「医療保険」欄について (3) 入院外分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「請求」の項の点数の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。なお、「一部負担金」欄は、在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料及び<u>船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料</u>に係るものに限り記載すれば足りるものとする。</p> <p>第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)に関する事項(様式</p>

第8)

- 1 「後期高齢者医療」欄について
  - (2) 療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第1の7の(2)及び(3)と同様であること。この場合、「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(削除)

(表:削除)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

第8)

- 1 「後期高齢者医療」欄について
  - (2) 療養の給付の「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄、食事療養・生活療養の「件数」欄、「回数」欄、「金額」欄及び「標準負担額」欄については、第1の7の(2)及び(3)と同様であること。この場合、7の(2)及び(3)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づき減額された一部負担金」と読み替えるものであること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁(国民健康保険については6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下(5)において「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

(表:略)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

(12) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）、
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(13) 「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。  
なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード*	略号	内 容
15	経過	以下のいずれかに該当する場合 ① 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年8月から平成20年7月（高齢者医療確保法

(12) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）、
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(13) 「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。  
なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード*	略号	内 容
15	経過	以下のいずれかに該当する場合 ① 公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者（以下「現役並み所得者」という。）であって、平成18年8月から平成20年7月（高齢者医

又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成18年9月から平成20年8月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

- ② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第55条第1項第3号及び第76条第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者(以下「現役並み所得者」という。)であって、平成20年8月から平成20年12月(高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成20年9月から平成20年12月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成18年9月から平成20年8月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

- ② 高齢者医療確保法の施行に伴い、高齢者医療確保法第67条第1項第2号、健康保険法第74条第1項第3号及び第110条第2項第1号ニ、国民健康保険法第42条第1項第4号、国家公務員等共済組合法第55条第2項第3号及び第57条第2項第1号ニ、地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号及び第59条第2項第1号ニ又は船員保険法第28条ノ3第1項第3号及び第31条ノ2第2項第1号ニに基づく一部負担金を負担することとなる70歳以上の高齢者(以下「現役並み所得者」という。)であって、平成20年8月から平成20年12月(高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が3割となる者については、平成20年9月から平成20年12月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合

(33) 「療養の給付」欄について

- イ 医療保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券)にあっては、適用区分に所得区分の記載

(33) 「療養の給付」欄について

- イ 医療保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券)にあっては、適用区分に所得区分の記載

があるものに限る。)の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。)に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

### III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

#### 第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

##### 3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 全国健康保険協会理事長  
千代田区長  
東京都知事

##### 6 「医療保険」欄について

(2) 「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料(災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。)に係るものに限り記載すれば足りるものとする。なお、「医保単独(七〇以上一般・低所得)」欄、「医保単独(七〇以上七割)」欄、「医保単独(本人)」欄、「医保単独(家族)」欄及び「医

があるものに限る。)の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。)に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

(ア) 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

### III 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

#### 第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))

##### 3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 社会保険庁長官  
千代田区長  
東京都知事

##### 6 「医療保険」欄について

(2) 「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとする。なお、「医保単独(七〇以上一般・低所得)」欄、「医保単独(七〇以上七割)」欄、「医保単独(本人)」欄、「医保単独(家族)」欄及び「医保単独(六歳)」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載

保単独（六歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すること。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)

1 「後期高齢者医療」欄について

- (2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料（災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。）」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(削除)

(表：削除)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。

また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

すること。

第2の2 診療報酬請求書(医科・歯科)の記載要領(様式第8)

1 「後期高齢者医療」欄について

- (2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金」欄については、6の(2)と同様であること。この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えること。

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

(表：略)

(7) 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について

ア 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。

また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(31) 「一部負担金額」欄について

ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。ただし、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項（様式第4）

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 全国健康保険協会理事長  
千代田区長  
東京都知事

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

欄の「被保険者番号」を記載すること。

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当する番号を○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することも差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

(31) 「一部負担金額」欄について

ア 船員保険の被保険者について、「職務上の事由」欄中「通勤災害」に該当する場合には、初診時における一部負担金の金額を記載すること。

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第1 調剤報酬請求書に関する事項（様式第4）

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

(例) 別記 社会保険庁長官  
千代田区長  
東京都知事

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

イ 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療のみの場合は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(削除)

(表：削除)

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

別紙2

第2 診療録等の記載上の注意事項（共通）

3 「保険者番号」欄について

(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については

2 調剤報酬明細書に関する事項

(5) 「保険者番号」欄について

ア 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（別添2「設定要領」の第1を参照）。

イ 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下(5)において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。

ウ 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。

(表：略)

(11) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、それぞれ1枚の明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

別紙2

第2 診療録等の記載上の注意事項（共通）

3 「保険者番号」欄について

(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については

6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。なお、国民健康保険の場合は右詰めで記載すること。

(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合(以下「公費負担医療のみの場合」という。)は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。

(3) 月の途中において保険者番号の変更があった場合は「備考」欄に変更後の保険者番号を記載すること。

(表：削除)

4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄(処方せんにあつては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄)について

健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等(以下「被保険者証等」という。)の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては厚生労働省保険局が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療

6桁)を記載すること(別添2「設定要領」の第1を参照)。

(2) 船員保険については、当該被保険者又は被保険者であつた者(以下単に「被保険者」という。)及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合(以下「自県分の場合」という。)には、記載を省略して差し支えないこと。

(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりであること。

(表：略)

4 「被保険者証・被保険者手帳」欄の「記号・番号」欄(処方せんにあつては、「被保険者証・被保険者手帳の記号・番号」欄)について

健康保険被保険者証、国民健康被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等(以下「被保険者証等」という。)の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の被保険者番号を記載すること。

別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領

4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含

養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

- 6 保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあつては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあつては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

む。)ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

- 6 保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者医療広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあつては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者医療にあつては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>別紙                      II 請求書等の記載要領                      第1 請求書に関する事項（様式第一関係）                      3 「別記 殿」欄について                      保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。                      【例】 別記 <u>全国健康保険協会理事長</u>                                千代田区長                                東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四）                      5 「保険者番号」欄について  <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u>  <u>(2) 公費負担医療単独の場合及び公費負担医療と公費負担医療の併用の場合（以下「公費負担医療のみの場合」という。）は、別段の定めのある場合を除き、記載しないこと。</u>  <u>(削除)</u>  <u>(表：削除)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について                      (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、受給資格者票</p>	<p>別紙                      II 請求書等の記載要領                      第1 請求書に関する事項（様式第一関係）                      3 「別記 殿」欄について                      保険者名、市町村（特別区を含む。）名及び公費負担者名を下記例のとおり「備考」欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。                      【例】 別記 <u>社会保険庁長官</u>                                千代田区長                                東京都知事</p> <p>第2 明細書に関する事項（様式第四）                      5 「保険者番号」欄について  <u>(1) 設定された保険者番号8桁（国民健康保険については6桁）を記載すること（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号。以下「記載要領等」という。）の別添2（以下「設定要領」という。）の(1)を参照）。</u>  <u>(2) 船員保険については、当該被保険者及び被扶養者の管轄地方社会保険事務局長と当該保険医療機関の管轄地方社会保険事務局長とが同一である場合（以下5において「自県分の場合」という。）には、記載を省略して差し支えないこと。</u>  <u>(3) 前記により、「保険者番号」欄の記載は、次表のとおりとなること。</u>  <u>(表：略)</u></p> <p>7 「被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号」欄について                      (1) 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、退職者医療被保険者証、船員保険被保険者証、<u>船員保険被扶</u></p>

及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

養者証、受給資格者票及び特別療養費受給票等の「記号及び番号」欄の記号及び番号を記載すること。また、後期高齢者医療被保険者証の「被保険者番号」欄の「被保険者番号」を記載すること。

11 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ該当するものを○で囲むこと。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

- 1 職上（職務上）
- 2 下3（下船後3月以内）
- 3 通災（通勤災害）

# 添付資料3

事 務 連 絡  
平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日

日本医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

「再審査等請求書」に係る記載方法の一部変更について（お願い）

平素は、支払基金の業務運営について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、船員保険法の改正による船員保険被保険者証に係る記号の数字化（数字のみ10桁）に伴い、「再審査等請求書」の「記号」欄に係る記載方法について、下記のとおり変更することとしましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、基金支部を通じ各保険医療機関へお知らせいたしますことを申し添えます。

## 記

### 1 再審査等請求書

数字のみ10桁の場合については、「記号」欄に先頭1桁目から8桁目を記載し、下2桁の記載は不要です。

### 2 再審査等請求書（OCR読取用）

数字のみ10桁の場合については、「記号」の「漢字・英・数・カナ混在」欄に先頭1桁目から8桁目を記載し、下2桁の記載は不要です。

### 3 記載例

「記号」欄に係る記載例については、別紙のとおりです。

別紙

「記号」欄の記載例

1 再審査等請求書の場合

「記号・番号」欄の記号欄に先頭8桁を記載してください。

3	再審査等対象種別 が「請求書」とき、「標準方式用」	業務コード (附帯)	
4	保険者番号	記号・番号	21970102
5	公費負担番号 市町村番号 フリガナ	登録番号	
6	患者氏名	生 日	年 月 日

先頭8桁 2桁不要  
被保険者証の記号 2197010203

「記号」の「漢字・英・数・カナ混在」欄に先頭8桁を記載してください。

4	記号	21970102	
---	----	----------	--

先頭8桁 2桁不要  
被保険者証の記号 2197010203

※ 旧記号の場合は、従前どおり左詰めで記載願います。